

岩手県告示第78号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川安家川水系に係る河川整備基本方針を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課、県北広域振興局土木部及び沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター並びに岩泉町役場及び野田村役場に備えておいて縦覧に供する。

平成30年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也